こ成母第８５５号
こ支家第４２２号
令和８年９月24日

各 都道府県知事
市町村長
特別区長 殿

こども家庭庁成育局長
こども家庭庁支援局長
（ 公 印 省 略 ）

食育基本法の一部を改正する法律の施行及び第５次食育推進基本計画の決定を踏まえたこども施策における食育の推進について

この度、第221回国会において、食育基本法の一部を改正する法律（令和８年法律第24号。以下「改正法」という。）が成立し、令和８年５月27日に公布・施行されるとともに、令和８年６月24日に開催された食育推進会議（会長：農林水産大臣）において、食育基本法（平成17年法律第63号）第16条第１項の規定に基づき、「第５次食育推進基本計画」（以下「第５次計画」という。）が決定されました。これについて、農林水産省より関係機関、関係団体等に対する周知依頼がありましたので、通知します。（別添１、２参照）

都道府県等におかれては、改正法及び第５次計画の内容について、管内の関係機関、関係団体等に周知するとともに、下記の事項を踏まえ、積極的な取組を推進するようお願いします。また、地域の実情を踏まえた「食育推進計画」の見直し及び実施に努めていただくようお願いします。

なお、各都道府県におかれては、食育の推進がより一層充実するよう、管内市町村に対して情報提供や技術的な支援等を行っていただくようお願いします。

記

第１　こども施策における食育の推進のための基本的考え方

１　母子保健施策、児童福祉施策その他のこども施策については、これらを所管する関係部局が十分な調整を図りつつ、食育の推進に係る効果的な事業の充実強化を図ること。

また、その実施に当たっては、健康づくり担当部局、食品安全担当部局、農政担当部局、教育担当部局その他の関係部局とも十分な連携の下で、総合的に食育に関する施策を進めること。

２　地域における食育の推進に関する施策を進めるに当たっては、関係機関及び関係団体との連携強化を図ること。

３　都道府県及び市町村における食育推進計画の策定又は見直しに当たっては、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）及び成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成30年法律第104号）に基づく地域行動計画その他の関連する計画との整合性を図ること。

第２　こども施策における食育の推進のための基本的取組

１　家庭、地域等における健全な食習慣の確立等のための取組の推進

（１）家庭における健全な食習慣の確立に関する正しい知識の普及を図ること。

（２）市町村保健センター及び医療機関での健康診査等の機会を通して、妊産婦及び乳幼児に対し、一人一人の健康状態やこどもの発達の段階に応じた栄養指導の充実を図ること。

（３）若い世代がプレコンセプションケアの概念を理解し、適切な栄養・食生活を含む生活習慣や、健康管理に関する知識を習得できる機会を増やすこと。

（４）多様かつ複合的な困難に直面するこどもたちに対し、既存の福祉施設等に加え、地域にある多様な場所を活用して、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設けるなどの取組を通じて、支援を必要としているこどもを早期に発見し、行政等の適切な支援につなげる仕組みをつくることにより、こどもに対する地域の支援体制を強化すること。

2　保育所等における健全な食習慣の確立等のための取組の推進

保育所等において、保育所保育指針等を踏まえ、食育の計画が適切に作成されるとともに、その内容が地域の食育推進基本計画との整合を図りつつ実施されるよう支援すること。また、地域と連携しつつ、在宅の子育て家庭からの乳幼児の食に関する相談、情報提供等の取組の促進を図ること。